

お知らせ

令和7年から農業近代化資金の運用を一部見直します

栃木県では下記のとおり、農業近代化資金の運用の一部見直しを予定しています。
※令和7年1月利子補給対象事業承認分から、見直し後の運用となります。

① 融資率の特例の限度額の引き上げ

◇認定農業者の法人に対する融資率の特例※の限度額を現行の3,600万円から2億円へ上げます。

※ 融資率の特例とは

融資率＝貸付額÷事業費

農業近代化資金における融資率は通常80/100以内ですが、認定農業者に対しては、融資率を100/100以内とする特例があります。

② 政策優遇（利子補給率の県単上乗せ措置）の廃止

◇農業近代化資金に対する県からの上乗せ利子補給（概ね0.20%）を廃止します。

◇令和6年12月までに事業承認を受けたものに対する上乗せ利子補給は、引き続き実施します。

◇県からの通常分の利子補給（現行1.25%）は引き続き実施します。

栃木県農政部経済流通課 TEL028-623-2297